

徳川將軍朱印状

(とくがわしょうぐん しゅいんじょう)

板橋区指定有形文化財(歴史資料) 昭和59年12月20日指定

所在地：板橋区赤塚8-4-9 松月院

交 通：東武東上線「下赤塚」駅

徒步17分

国際興業バス「赤塚八丁目」

徒步1分

天正18年（1590）、小田原北条氏が滅亡すると、豊臣秀吉は徳川家康に三河など5ヶ国にかえて武藏など関東6ヶ国を与えました。家康は同年7月に関東に転封となり、すぐに江戸城に入城して領国經營に着手しました。翌年には新領国内の有力な寺社に対して、一斉に領地寄進状を発給しています。区内ではこのときに板橋氏に縁のある下板橋の乗蓮寺と智清寺に対して、それぞれ10石と5石の寺領が安堵されています。また千葉氏ゆかりの松月院には赤塚内で40石の寺領が寄進されています。江戸時代の徳川將軍家朱印状は、先代を踏襲しながら將軍の代替わりごとに発給されています。松月院には朱印状を出した徳川將軍からのすべての朱印状の実物が伝えられています。また、江戸幕府が倒れると、徳川家の威光を象徴する朱印状は、明治政府のもとで多くの場合回収や朱印部分の削除・墨塗りなどの処置がとられており、その点からも実物の朱印状が今に伝えられていることは貴重な事例です。

